

名古屋港管理組合公報

令和元年8月1日
(木曜日)
第6号

目次

○港湾施設の変更	1
○利用料金の承認	2
雑報	
○職員の人事異動	2

告 示

名古屋港管理組合告示第29号

次の港湾施設は、令和元年7月8日から次のとおり変更した。

令和元年8月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

○ 施設の種類 係船岸壁
用途区分を定めた岸壁
変更前

名 称	用途区分	位 置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		制限荷重 (1平方メートルあたり)	備 考
						船舶の総トン数	バース数		
3号岸壁	旅客船	ガーデンふ頭 南側	メートル 210	メートル 20	メートル 10	トン 20,000	バース 1	キロニュートン	
5号岸壁	旅客船	ガーデンふ頭 西側	メートル 65	メートル 11~15	メートル 4.5	トン 500	バース 1	キロニュートン	

変更後

名 称	用途区分	位 置	延長	エプロン幅	水深	標準係船能力		制限荷重 (1平方メートルあたり)	備 考
						船舶の総トン数	バース数		
3号岸壁	旅客船	ガーデンふ頭 南側	メートル 290	メートル 20	メートル 10	トン 20,000	バース 1	キロニュートン	
5号岸壁	旅客船	ガーデンふ頭 西側	メートル 60	メートル 11~15	メートル 4.5	トン 500	バース 1	キロニュートン	

名古屋港管理組合告示第30号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、令和元年10月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成30年9月14日告示第35号）は、令和元年9月30日限り廃止する。
令和元年8月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分		利用の区分	単位		利用料金
ゴルフ場	ゴルフコース	平日	1人1回につき 18ホールまで	一般	6,570円
				上記利用に対する追加9ホール	2,200円
			1人1回につき 9ホールまで	一般	3,280円
		土曜日、 日曜日及び 休日	1人1回につき 18ホールまで	一般	11,660円
				上記利用に対する追加9ホール	3,520円
			1人1回につき 9ホールまで	一般	5,830円
	カート(乗用式)		1人1台につき18ホールまで	1,500円	
			上記利用に対する追加9ホール	750円	
9ホール利用			750円		

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のゴルフコース利用料金の額は、この表の額以内とする。
 - (1)ジュニア
 - (2)シニア
 - (3)満70歳以上及び障害者
- 3 ジュニアとは、18歳以下の児童・生徒（高校生まで）をいう。また、シニアとは満60歳以上をいう。
- 4 ジュニアが利用する場合のゴルフコース利用料金は利用の有無に関わらず、カート料金を含む。
- 5 1人1回につき18ホールまでを2人で利用する場合は1,100円をゴルフコース利用料金に加算する。（指定管理者が指定する期日を除く。）
- 6 1人1回につき9ホールまでを2人で利用する場合は550円をゴルフコース利用料金に加算する。（指定管理者が指定する期日を除く。）

雑 報

新	旧	氏 名
依願退職 (7月8日)	企画調整室理事（総合調整担当）	吉 永 宙 司
企画調整室理事（総合調整担当） (7月9日)	新規採用	小 澤 康 彦

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合